

公立大学法人神戸市看護大学中期目標（素案）

（前文）

「新たな社会的ニーズに対応する人材育成と教育研究の拠点づくり」

神戸市看護大学は、「いのちの大切さ」を改めて学んだ阪神・淡路の大震災の翌年の 1996 年 4 月に神戸市の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職者の育成を使命として開学し、以後 23 年間にわたり、高い倫理観を備え、実践力のある看護職者や教育研究者、看護管理者を輩出してきた。

現在、少子高齢社会の急速な進展、医療と介護の連携による地域包括ケアの推進、在宅医療需要の増加、医療技術の高度化など保健・医療・福祉を取り巻く状況は、大きく、しかも急速に変化している。2025 年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、そして 2042 年には高齢者人口がピークを迎えると予測される中で、変革の時となるこれからの時代、看護大学には多様化・複雑化する社会のニーズに対応しうる豊かな人間性と高度な専門性を備えた看護人材の育成と、それを実現するための質の高い教育研究の提供が求められている。

また、阪神・淡路大震災からの創造的復興事業として、構想開始から 20 年を迎える神戸医療産業都市の取り組みにおいても、市民の健康・福祉の向上を目指し、役割を果たしていく必要がある。

公立大学法人神戸市看護大学は、保健・医療・福祉の教育研究拠点として、豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材の育成のみならず、質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元することを通じて、学術の発展と市民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とし、自律的かつ効果的・効率的な大学運営を行う。

この目的を達成していくために、保健・医療・福祉を取り巻く状況の変化と、それにより生じる新たな社会的ニーズに対応し、これまでに培ってきた看護学教育・研究の実績を基盤としながら、さらに質の高い学術の教授研究を行うとともに、保健・医療・福祉の中核的役割を担う看護専門職者ならびに教育・研究者を育成する。また、神戸市の保健・医療・福祉の教育研究拠点として、人的資源や教育研究成果を絶えず市民に還元するとともに、産学官民の連携による地域貢献活動を展開し、市民の健康と生活の質の向上に寄与する。

これらの取り組みを通して、神戸市に存在する看護大学として「看護実践を変革できる看護専門職の育成と知の拠点づくりを実現する神戸市看護大学」を大学ブランドとして確立することを目指す。

以上を新たな使命として実践し、果たしていくため、ここに公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という）の中期目標を策定する。

第 1 中期目標の期間

2019 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日

第 2 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成**1 学部教育**

専門教育と教養教育の連携により、広い視野と豊かな感性、科学的な思考を身につけ、人間の存在や経験の意味を洞察する能力、生命の尊厳と人権を尊重する倫理的態度、異文化や様々な価値観を理解尊重し、能動的に他者との関係を築くことができる能力、及び主体的に学ぶ力を育成する。

また、地域包括ケアシステム及び急性期医療から在宅医療、高度・専門医療等に対応した幅広い教育を行うことにより、個別性のある看護を実践するとともに、患者を中心として、保健・医療・福祉従事者等と連携・協働できる能力を育成する。

2 大学院教育

博士前期課程では、高度な専門知識や技術、倫理観等の修得を可能とするカリキュラムを編成し、医療現場や地域社会における諸課題に対して実践的に解決する能力を育成する。また、国際的視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる研究を推進し、専門性の高い看護実践を行うことができる能力を有する看護専門職者、看護管理者、教育者、研究者を育成する。

博士後期課程では、看護学の理論的基盤構築や看護実践の質向上を目指した研究を自立して行うことができる能力を育成する。

3 教育の質の改善・向上

教育体制を強化し、教育理念、教育目標、ディプロマポリシーを達成するとともに、教育活動を点検・評価し、評価結果を教育活動の改善に反映する。

4 学生への支援

学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、生活面、健康面、経済面、国家試験対策等の支援を充実・強化する。

また、学生が主体的に進路を決定し、キャリア形成を行えるよう支援するとともに、卒業生及び修了生に対しても、生涯にわたりキャリア支援を行う。

第3 地域課題の解決や健康創造都市戦略を担う、学術研究の推進

地域における保健・医療・福祉を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、各分野の様々な課題解決に資する研究を推進し、研究成果を市民に還元する。

また、神戸市の高等教育機関として、神戸市の抱える様々な保健・医療・福祉分野の課題に対して、調査・研究や情報発信、政策提言等により健康創造都市戦略の一翼を担い、市と一体となって保健・医療・福祉施策の充実に寄与するとともに、成果を広く国内外に発信し、各分野の学術的発展に貢献する。

このため、研究資金の確保や人員の配置など、研究環境及び研究組織を充実・強化するとともに、研究倫理を遵守し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を構築する。

第4 市民との連携・交流による、地域の保健医療等への貢献の推進

保健・医療・福祉に関する地域課題解決の要請に対する責任を果たすため、市民、他大学、医療機関、福祉施設等と連携した教育研究活動、地域貢献活動を推進するとともに、その成果を積極的に市民へ還元する。

また、市民に信頼され、貢献できる大学として、公開講座等の実施、大学施設の開放等を行うことにより、市民の生涯学習に寄与するとともに、市民との交流を促進する。

さらに、地域に看護人材を供給するために、看護職者の就業継続支援や復職支援、新たな学びのニーズに対応したリカレント教育を充実させ、看護職者の生涯学習の拠点としての役割を果たす。

第5 グローバルな視点を培う、国際交流の推進

国際化が進む保健・医療・福祉分野において、将来的な医療・介護人材の需給動向を踏まえ、海外からの留学生の受け入れを推進する。また、多様な価値観や文化的背景、生活習慣等に配慮できる国際的な感覚を有した人材が求められていることから、異文化への理解やグローバルな視点と感覚を培うため、海外研修による異文化体験や地域で暮らす在日外国人との交流、外国の大学との国際交流を推進する。

第6 大学ブランドの確立と効果的な情報発信

臨床と教育の協働に基づいた実習教育や共同研究など神戸市看護大学の強みを大学ブランドとして確立するとともに、効果的な情報発信・広報を展開する。また、こうした活動を積極的に行うことで、多くの意欲ある学生を確保していく。

第7 変化に対応しブランドを確立するための、業務運営の改善及び効率化

1 効率的で機動的な組織運営体制を構築し、地域の発展に貢献する大学へ

理事長及び学長のリーダーシップのもと、教職員協働による自主的・自律的な運営を行うため、意思決定が迅速に行える効率的で機動的な組織運営体制を構築する。

また、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れるなど、開かれた大学運営を推進する。

さらに、少子高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化に対応し、地域における保健・医療・福祉の発展に貢献できる大学として役割を果たしていけるよう、教育研究組織の拡充等の不断の見直しを行う。

2 優秀な教職員を確保育成し、特性を生かす、人事・組織制度の構築

教育・研究等の質の向上を図るため、優秀な教職員を積極的に確保するとともに、学生の主体的な学びを支援する教員をはじめ教職員の能力向上に組織として取り組む。

また、法人の円滑な運営を行うため、業務内容や専門性に応じて、外部人材を活用するなど効率的かつ合理的な事務局組織を編成する。

さらに、教職員の職務の特性に見合った柔軟で弾力的な人事制度及び適切な人事評価システムを構築する。

3 事務の効率化・合理化

ICT技術の活用や外部委託等を活用することにより、効率的かつ効果的な事務執行を行う。

4 自立した看護基礎教育に必要な施設、設備など、教育環境の整備・充実

良好な教育研究環境を確保するため、中長期的な展望に立ち、計画的に施設・設備の整備を行う。

また、効果的な教育を実施するためのシミュレーション教育や ICT の活用により、地域包括ケアシステム、急性期医療から在宅医療、高度・専門医療等を支える自立した看護職の基礎教育に必要な教育環境を整える。

5 自己点検・評価による改善、情報公開による透明性の確保

(1) 自己点検・評価及び外部評価

教育研究活動及び業務運営等に関する、毎年の自己点検・評価及び評価委員会や認証評価機関による外部評価（大学機関別認証評価・分野別評価）の結果を公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

(2) 情報公開及び情報管理

法人運営の透明性を確保し、説明責任を果たすため、教育研究活動及び大学の運営状況等について積極的に情報を公開する。

また、法人や大学が取り扱う情報資産及び個人情報の保護・管理を適正に行う。

第 8 自己収入の確保と経費の効率的執行による財務内容の改善

1 外部資金獲得、施設の開放等による、多様な自己収入の確保・充実

科学研究費補助金等の競争的資金や共同研究・受託研究資金並びに寄附金等の外部資金の獲得に積極的に取り組む。

また、授業料等の学生納付金及び公開講座受講料等について、大学経営の観点や社会情勢を勘案のうえ適正な収入を確保するとともに、大学施設の外部貸付や地域への開放等により多様な収入の確保に取り組む。

2 コスト意識の向上と業務改善・効率化による経費の適正化

教育・研究等の水準の維持・向上に配慮しつつ、教職員がコスト意識を高め、業務の改善・効率化を継続的に行うことにより、経費の適正化に努める。

第 9 その他業務運営の基本となる事柄についての目標

1 関係者の心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備

学生及び教職員の心身の健康を確保するとともに、事故、犯罪、災害等の発生を未然に防止することに努め、安全対策に万全を期す。また、事故等が発生した場合に迅速に対応できるよう危機管理体制を整備する。

2 人権意識の向上によるハラスメント行為の防止

教職員及び学生の人権意識の向上を図り、各種ハラスメント行為の発生の未然防止を図る。